第

5 7 5 4

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2017年)$ 平成29年 7月 14日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

☆ マイナンバーの変更手続き

Q:マイナンバーを紛失してしまいました。 マイナンバーを変更することはできますか?

A: 一定の場合には変更できます。

【解説】

マイナンバーは、原則、変更することができませんが、盗難や紛失、自治体のミスなどが原因で、個人番号が漏洩し、かつ、不正に用いられるおそれがある場合には、一定の手続きをすることによって変更することができます。

変更の手続きは、お住いの市区村町の担当窓口で行います。手数料は無料です。

変更には、次の書類が必要です。

- ①個人番号変更請求書
- ②個人番号の不正利用のおそれがあると認め られる理由がわかる書類
- ②通知カード紛失届 (紛失や盗難の場合は、事前に警察に遺失届 を提出する必要があります)
- ③本人確認ができるもの

(運転免許証、健康保険の被保険者証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など)

なお、未成年者の親権者が代理請求をする 場合には、これらの書類のほかに戸籍謄本等 の書類の写しが必要で、成年後見人が請求す る場合には成年後見登記事項証明書の写しが 必要になります。







